

被扶養者認定チェックシート(要件の確認と認定申告時の必要書類)

《注意事項》

- 1 住民票 … 個人番号の記載のない、続柄の記載のある、以下に当てはまるものを1部提出してください。
 - ① 組合員との続柄確認書類として戸籍謄本に代えることができる場合※ … 世帯全員の記載のある住民票
※組合員が世帯主で同一世帯の場合のみ可。なお、配偶者を認定する場合は、配偶者が世帯主でも可。
 - ② 国内居住要件確認書類 … 組合員との続柄確認書類が戸籍謄本の場合は、被扶養者の住民票
 - ③ 同一世帯要件確認書類 … 世帯全員の記載のある住民票
- 2 扶養手当「有(申請中含む)」の場合は、普通認定です。
扶養手当申請に提出した全書類の写し及び健康保険等確認書類を提出してください。
- 3 健康保険等の「資格確認書等」は、資格情報のお知らせ等、資格取得日及び保険者が記載されたものを含みます。
- 4 以下の各確認書類で、重複するものは1部のみ提出してください。
- 5 以下の認定要件及び確認書類は、原則的な例です。例外については支部へ照会してください。
- 6 認定する被扶養者の状況によっては、以下の確認書類以外が必要となる場合があります。

普通認定(扶養手当有)時:『◎』必須、『○』扶養手当申請書類の写し、『△』省略可→

普通認定
の
必要書類

1. 共済様式

☐ 被扶養者(認定・取消)申告書	◎
☐ 扶養事由書 ※普通認定の場合は、扶養手当の申立書の写し	○

2. 組合員との続柄と同一世帯要件 ※普通認定は提出省略可。

(1)同一世帯要件なし(別居での認定可。)

☐ 配偶者 ※事実上の配偶者については、支部へ照会。	○戸籍謄本(全部事項証明書)又は住民票(上記注意事項1①)	○
☐ 子・孫・祖父母・兄弟姉妹 ※養子縁組による親族を含む。	※普通認定の場合は、扶養手当申請書類の写し	

(2)同一世帯要件あり(組合員の単身赴任又は施設入所による別居以外は認定不可。)

☐ 上記以外の三親等内の親族	○戸籍又は住民票(上記(1)と同様) ○世帯の住民票(個人番号なし)	○
---------------------------------------	---------------------------------------	---

3. 直近の健康保険等の状況確認 ※被用者保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者は認定外。

(1)新規組合員の被扶養者

☐ 組合員資格取得以前からの被扶養者	○以前の健保等の被扶養者資格確認書等の写し又は資格喪失証明書等	◎
☐ 組合員資格取得以降からの被扶養者	○下記(2)と同様	

(2)既組合員の被扶養者(新規・再認定)

☐ 公立学校共済組合愛媛支部の元組合員	○退職辞令等の写し	◎
☐ 公立学校共済組合愛媛支部の被扶養者の扶養替え	○被扶養者資格確認書等の写し	
☐ 国民健康保険 加入中	○国民健康保険資格確認書等の写し	
☐ 健康保険等 資格喪失	○資格喪失日の確認できる書類	
☐ 健康保険等の被扶養者の扶養替え(共済の認定日で喪失する場合)	○健康保険等の被扶養者資格確認書等の写し	
☐ その他:出生、海外在住、未加入等	○出生以外は支部へ照会	

4. 国内居住要件と別居の場合の生計関係確認 ※国内居住者の普通認定は省略可。

(1)国内居住要件

☐ 生活拠点が日本国内で 住民票上及び実生活上の住所が日本国内	○被扶養者の住民票(個人番号なし)	△
☐ 組合員が外国赴任で、組合員に同行	なし(確認書類提出不要)	
☐ 生活拠点が一時的に海外で、就労していない (渡航目的が、留学・観光・保養・ボランティア)	○「被扶養者の国内居住要件の海外特例該当届」及び必要書類・翻訳文(翻訳者氏名)	◎

(2)実生活における生計関係

☐ 実生活上同居	☐ 被扶養者が配偶者・子	なし（確認書類提出不要）
	☐ 被扶養者が父母等	具体的な生計維持状況確認の必要な場合あり
☐ 実生活上別居	☐ 送金による扶養開始	○振込の確認書類
	☐ 送金継続中の扶養開始	○振込の確認書類

《送金による生計維持の条件》

- | | |
|-------------|---|
| ①被扶養者の収入 | } ②組合員の送金が ①から③の合計額の1/3以上
③のいずれも上回っていること |
| ②組合員の送金 | |
| ③組合員以外からの送金 | |

普通認定(扶養手当有)時:『○』必須、『○』扶養手当用の写し、『△』省略可

普通認定
の
必要書類

5. 主たる生計維持者の確認(配偶者以外の認定)

(1)子の認定

組合員の配偶者

- ☐ 無
☐ 有 … ☐ 被扶養者
☐ 被扶養者でない …

- ☐ 配偶者も組合員…扶養事由書等に配偶者の組合員番号を記入
☐ 組合員でない … ○夫婦の年間収入※確認書類
※年間収入は、過去・現時点・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの。

前年の収入状況と同様	○源泉徴収票・確定申告書の写し等
上記以外	○今後1年間の収入見込み証明書等

○

(2)配偶者・子以外の認定

組合員と同等の親族

- ☐ 無
☐ 有 … ☐ 組合員又は被扶養者である…扶養事由書等に他の扶養義務者の組合員番号を記入
☐ 組合員又は被扶養者でない=他の扶養義務者有

… ☐ 他の扶養義務者が被扶養者と同居

○様式「扶養に関する申立書」

○組合員と他の扶養義務者の年間収入確認書類(上記(1)参照)

☐ 他の扶養義務者が被扶養者と別居

○様式「扶養に関する申立書」

○

6. 被扶養者の認定理由、収入及び要件備えた日の確認

(1)収入なし

☐ 出生、結婚	上記2から5で確認
☐ 学生	○高校生以上は在学証明書(交付が当該年度で、3か月以内のもの)
☐ 退職	○退職日の記載のある書類 雇用保険 ※確認書類は後日提出可。
☐ 適用なし	公務員: ○退職辞令等の写し その他: ○雇用条件書、給料明細等、雇用保険非適用の確認書類の写し
☐ 受給しない	○雇用保険被保険者離職票1及び2の 原本
☐ 手続き中	○雇用保険受給資格者証の写し
☐ 受給期間延長	○受給期間延長通知書の写し
☐ 雇用保険受給終了	○雇用保険受給資格者証の写し(支給終了の印字があるもの)

△

○

(2)収入あり

※収入減少による認定は、減少となった日付も必要。

☐ 老齢・障害・遺族年金	○最新の年金年額の通知書等の写し
☐ 個人年金・生命保険等	○支給額(控除前)の確認できるものの写し
☐ 事業経営・農林漁業・不動産等収入	○確定申告書及び収支内訳書(必要経費)の写し ※必要経費の控除不要の場合は、確定申告書のみで可。
☐ 給与・報酬等	○契約書・条件書・実績額等の写し又は見込証明書等
☐ 資産運用(株・投資信託・仮想通貨等)	○確定申告書・収支内訳書・年間取引報告書の写し
☐ 雇用保険	○雇用保険受給資格者証の写し
☐ 傷病手当金(健保・雇用保険)	○支給額の確認できる書類の写し
☐ 上記収入が減少したことによる認定	○上記書類と事実発生日の確認できる書類

○

7. 所得限度額

・障害年金受給者 ・60歳以上で老齢または遺族年金受給者	公的年金とその他収入を合わせて 年額180万円未満
・上記以外	年額130万円未満

* 被扶養者認定後の収入を1年分に換算して限度額未満であること。※年や年度の区切りなし

* 被扶養者認定上の「所得」は、所得税法上の所得ではなく、税控除前の支払総額で、非課税所得も含む。

* 事業等における控除可能な必要経費は、所得税法上とは異なり、当該事業等に必要不可欠な費用のみで、領収書等の写しにより共済組合で判定する。※共同扶養者の収入比較においても同様。

* 被扶養者認定後は、常に、過去1年分及び向こう1年分の収入推計が、所得限度額未満であること。

日額・月額 の推計例	・雇用保険…日額×360日<130万円未満 ∴日額3,612円以上は所得超過 ・給料が変動…月額限度額(130万円÷12月≒108,333円)超過が3か月連続で恒常的な超過 ・年金と給料…最新の年金年額(向こう1年間の収入)と給料を年額換算し合計
---------------	---